

5 認定農業者制度及び年度別認定者一覧表

<認定農業者制度の趣旨>

認定農業者制度は、従来の農用地利用増進法を改正して制定された「安心して農地を貸せる仕組み」と「明日の地域農業を担っていく農業経営体(農家)を育成するための仕組み」をあわせた農業経営基盤強化促進法により平成5年8月2日に施行された。

具体的には、他産業並みの所得と労働時間目標に「効率的かつ安定的な農業経営の目標を明確にし、その目標に向けての計画的な規模拡大や生産方式の改善、経営管理の合理化」を進めていくとする農業者を支援するための認定制度である。

本市は、県が定めた基本方針に基づき、概ね10年後の農業経営の発展の目標を示した基本構想を平成6年12月28日に策定し、令和5年9月26日に一部を変更した。

この基本構想では、他産業並みの年間農業所得{一経営体(夫婦2人)あたり概ね600万円程度}と年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度)を達成するための當農類型と指標を定め、この指標を達成するための農業経営改善計画を作成し、市長の認定を受けた認定農業者を支援していくものである。

なお、本市では、農地の取得や農業生産設備、機械等の整備他、運転資金の準備に必要な資金<農業近代化資金等(認定農業者支援・育成推進)>に対し、国、県、市で利子を助成し低利で融資を行うほか、農林事務所・農業委員会・農協等の関係機関で組織する富士市農業再生協議会を設置し、次のような支援措置を行っている。

- (1)農業経営改善計画の作成支援を行う。
- (2)農用地を利用集積するために、農業委員会が調整の支援を行う。
- (3)経営相談や研修等を受けることができる。

認定農業者(経営体)数の推移

単位:経営体

| 年 度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 農家 | 181 | 178 | 175 | 162 | 163 | 160 |
| 法人 | 10 | 11 | 12 | 13 | 18 | 18 |
| 合計 | 191 | 189 | 187 | 175 | 181 | 178 |

※()内は含まれる富士市在住者数

資料:富士市農業再生協議会総会資料